



あなたの「空き家」を有効活用しませんか？



平成30年度「那須町移 定住促進住宅取得等補 助金」のお知らせ

町では若い世代の人口増加を図るため、町外から転入し、自ら居住するための住宅（延べ床面積100㎡以上）を取得等した方に対して、補助金を交付しています。申請できる方は、平成28年4月1日以降に町内に移住した方（配偶者がいること）です。申請者本人または配偶者のいずれかが満45歳未満で

定住促進係
☎⑦6955

近年、適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家が年々増加し、倒壊の危険や害虫の発生、草木の繁茂等による景観の悪化などで大きな社会問題となっています。町にも空き家に対する相談が数多く寄せられています。空き家は所有者等の財産であり、所有者等には適正な管理を行う責任があります。そのため、建物の老朽化で瓦や外壁が落下し、近隣の家屋が壊れたり、通行人が怪我をした場合は、空き家の所有者等に管理責任が問われます。そのような事故を防ぐためには「危険な状態になる前の適切な対処」がとても重要です。町では「那須町空き家バンク事業」として、所有者から申請された空き家を登録し、利用を希望する方に紹介する事業を実施しており、昨年11月末現在、延べ利用希望件数は

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係
☎⑦6955

121件にも上り、事業が開始された平成27年9月から延べ27件の登録物件が有効活用されています。空き家が居住可能なうちに賃貸・売却して有効活用したい、持ち家が空き家になって困っている、遠方に居住しているため空き家の管理ができないという場合には、ご相談ください。なお、当事業に登録できる空き家は、個人が居住を目的として建築した町内に存在する建物（固定資産課税台帳に登録されているものに限り）と、その敷地で、住む人がいないまたは今後も住む予定がないものに限ります。ただし、民間事業者の賃貸、分譲等の営利を目的とするものや別荘として利用するものを除きます。

町内で住宅を新築・増改築する方へ 那須町住宅建設資金利子補給補助金制度について

金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸付けを受けた方に対し、利子の一部を補助します。

▼貸付限度額 500万円以内

※貸付けを受けている金額のうち利子補給の対象となる限度額です。

▼利子補給率 年度末貸付残高に対し年利2%以内の割合を乗じて得た額

※平成30年度の利子補給率 0.6%

▼期間 金融機関から貸付けを受けたときから5年以内

▼条件

・町内に住所を有する者または町内に住所を有しようとする者

・町内に自己が居住する住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者

・対象となる住宅は、新築で延床面積200㎡(約60坪)以内、増改築は既設面積を含め200㎡以内

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎⑦6955

プログラミング教育実証研究公開発表のご案内

町では昨年度から田代友愛小学校を実証拠点校に、プログラミング教育本格導入に向けた授業づくりや指導法の研究、教育課程の開発を進めています。この度、広く町で進めているプログラミング教育に関心を持っていただくため、公開発表を開催します。

▼申込方法 電話でお申し込みください。
▼申込み・問合せ 学校教育課 ☎⑦6922

▼日時 1月17日(木)午後1時～4時30分

▼場所 田代友愛小学校

▼内容 ①実証授業公開②情報通信総合研究所特別研究員 平井聡一郎氏による講演とワークショップ

